

第一部 国際社会の法的構造 管轄権(その5)

公海・深海底

公海

公海の定義 残余的定義

公海の自由 国連海洋法条約第 87 条・88 条

「公海の自由は死んだ」か

旗国主義に基づかない管轄権行使の可能性

共通利益の保全

海賊 第 100 条以下

要件 第 101 条

サンタ・マリア号事件(1961)、アキレ・ラウロ号事件(1985) 資料

1988 年ローマ条約 資料

奴隷輸送 第 99 条

一国の利益の保全

漁業

エスタイ号事件(1995)

みなみまぐろ事件 資料

1995 年公海漁業実施協定

麻薬

第 108・110 条

1988 年 麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約

深海底

問題の発端 南北問題の文脈

Common heritage of mankind 概念の成立とその理解のずれ

海洋法条約の制度 第 11 部・藤田 p. 295

その後の経緯 田中論文

1995 年実施協定

「人類の共同遺産」概念の内容に根本的变化